

令和6年6月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和6年6月27日（木）午後2時00分から午後2時46分まで

2 場 所

唐津市役所 大手口別館6階 会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

宮崎美和、篠原智文、石山貴子、佐伯玄一郎

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼教育企画課長 牟田茂典、教育副部長兼近代図書館長 白水哲也、教育総務課長 森徳雄、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古場真由美、学校給食課長 岡田和幸、生涯学習文化財課長 岩尾峯希、浜玉市民センター産業・教育課係長 堤俊史、厳木市民センター産業・教育課長 百武謙吾、北波多市民センター産業・教育課長 大石紳太郎、肥前市民センター産業・教育課係長 松尾由美、鎮西市民センター産業・教育課長 濱口和彦、呼子市民センター産業・教育課課長 高森義満、七山市民センター産業・教育課長 平山貴章、教育総務課係長 竹下慎也、教育総務課主査 宮口由佳、教育総務課副主査 相島雅子

4 議 題

(1) 議案

議案第27号 唐津市教職員宿舍管理規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第 28 号 鳥巢地区 1 号宿舍及び鳥巢地区 2 号宿舍の用途廃止について

【原案どおり可決】

議案第 29 号 唐津市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

【原案どおり可決】

※非公開（人事案件のため）

(2) 報告事項

① 教育長報告

② 各課報告事項

- ・ 6 月市議会定例会の報告について
- ・ 共催及び後援について
- ・ 教育委員会行事予定

③ その他

【定例会】

午後 2 時 0 0 分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として佐伯委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議事に入りますが、まず、会議の非公開について諮ります。

議案第 29 号については人事案件のため、会議規則第 11 条第 1 項により非公開としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、この件については非公開といたします。

では、議案に入ります。

議案第 27 号について、事務局お願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。議案集第 1 の 1 ページをお願いいたします。

議案第 27 号 唐津市教職員宿舍管理規則の一部を改正する規則制定についてでございます。

提案理由でございます。

鳥巢地区 1 号及び 2 号宿舍の用途廃止並びに神集島地区宿舍、天川地区宿舍、広川地区宿舍、瀬戸木場地区宿舍、向島地区 1 号、2 号宿舍、入野地区新宿舍、新入野地区宿舍及び馬渡島地区丙号宿舍の利用を停止することなどに伴いまして改正するものでございます。

2 ページをお開きください。

改正の理由でございますが、3 点ございまして、1 点目は教職員宿舍鳥巢地区 1 号及び 2 号宿舍につきまして、令和 5 年 7 月の豪雨災害により被災されました浜玉町鳥巢地区の避難者から、この宿舍を購入し、引き続き居住したいとの申出がございましたので、教育財産としての用途廃止を行うものでございます。

2点目は、学校の閉校や休校、また、宿舍の老朽化に伴いまして今後も入居見込みがない神集島地区宿舍、天川地区宿舍、広川地区宿舍、瀬戸木場地区宿舍、向島地区1号、2号宿舍、入野地区新宿舍、新入野地区宿舍、馬渡島地区丙号宿舍につきまして利用を停止するものでございます。

3点目は、特例により押印の義務づけを廃止していた手続につきまして、入居申込書など様式中から㊟を削除するものでございます。

5ページから9ページに一部改正新旧対照表を添付しております。

10ページから17ページが現行の規則でございますので、御確認をお願いします。

施行期日は令和6年8月1日からといたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第27号について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

1つ、質問いいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

馬渡島地区の丙号宿舍（西郷住宅西棟）というのは、この前、離島訪問のときに行った住宅ではないところなんですかね、また別にあるんですかね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

ちょっと離れたところの2棟並びの奥側の宿舍ですね。ちょっと山手にある。

○教育委員（篠原智文君）

ああ、山手にあるほうの。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい。

○教育委員（篠原智文君）

新しいところが、オール電化のところがあったですね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい。

○教育委員（篠原智文君）

あそこの……

○教育総務課長（森 徳雄君）

一番最初に…左手にこう、ちょっと離れたところにですね。

○教育委員（篠原智文君）

一番最初に行ったところですかね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

そうです。

○教育委員（篠原智文君）

だけど、あそこは住んであったでしょう。

○教育総務課長（森 徳雄君）

お一人だけ住んでいます。それが2棟あるんですよ。その片方だけです。

○教育委員（篠原智文君）

片方だけを廃止。住んであるところは残すということですね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

さようです。

○教育長（栗原宣康君）

西郷住宅の東棟がこの間行ったところで、西棟を今度廃止ということです。

○教育委員（篠原智文君）

コンクリートが結構落ちてきていたですよ。あそこですね。分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにございませんか。

議案第27号、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第27号については御承認をいただきました。

議案第28号について、事務局お願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。議案集の１８ページをお願いいたします。

議案第２８号 鳥巢地区１号宿舍及び鳥巢地区２号宿舍の用途廃止についてでございます。

提案理由でございます。

前回５月の定例教育委員会におきまして御協議の上、承認を得ましたため、教育財産としての用途を廃止し、財務部公共施設再編・資産活用課へ管理替えるものでございます。

１９ページから２１ページに概要、位置図、平面図を添付しております。

管理替え後につきましては、公共施設再編・資産活用課におきまして売買契約の手続を行う予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第２８号について質問や御意見はございませんか。

この用途廃止があつて、先ほどの議案第２７号の変更とこれが合わさっていることになるんですね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第２８号について御承認をいただきました。

次に、報告事項に入ります。

教育長報告です。別紙を御覧ください。

１つ目は、９日、唐津市教育の日です。参観者数を、午前午後で各学校別から上げていただいた数を集約いたしましたら、今年は１万３，２４１人、児童数の多い鏡山小学校などは１，４００人ぐらいおいでいただいていたようです。ここに書いているような各学校の企画で教育の日がなされました。

下のほうは参考として、令和7年度、来年度の佐賀県教員採用選考の申込みの状況、実はもう選考試験も6月16日に終わったんですけれども、昨年度、この機会に申込数を出しておりましたので、今回出させていただきました。令和3年度から上げておりますが、申込数はだんだん減っている傾向にあります。倍率は去年より少しだけ戻ったというところです。

また、若干名として募集があつております、さが離島特別選考については、小学校は4名、中学校16名、養護教諭7名の申込みがあつていると県のホームページに載っています。

また、今年から大学3年生のチャレンジ受験というのが始まりました。この受験で合格すると来年度の一次選考が免除されるというものです。

これだけの数の申込みが今年あったというところでした。予定の日程についてここに書いておりますが、選考試験の日程が早くなりましたので、最終の合格発表も8月23日ということで大分早くなってきたという印象です。

教育長報告は以上です。

それでは次に、各課の報告事項に参ります。

まずは6月市議会定例会の報告をお願いします。

○教育部長（中山 誠君）

別冊の報告事項①6月市議会定例会の報告についてをお願いいたします。

今回、議案のほうを出しておりませんでしたので、議案質疑はゼロで、一般質問のほうを11名の議員さんから13項目について質問いただいております。

1ページをお願いいたします。中川議員さんです。

スポーツ振興についてということで、教育委員会に対しては学校施設開放の利用状況等々について御質問いただいております。

1番目です。学校体育施設の開放施設数と利用状況についてということで、令和5年度の施設数は屋内運動場45、屋外運動場44、剣道場3、テニスコート3施設の合計95施設。以上合計で件数が1万5,649件、延べ28万1,166人の方が御利用いただいていると答弁しました。

2番目です。学校施設開放の部分の整備要望についてということで、令和5年度中は要望件数としては114か所、それについて、24か所については優

先度等を考慮して完了していると答弁いたしております。

次のページをお願いいたします。

3 番目です。今後の整備の進め方についてということで、大きな工事、大規模改造であったり、改築であったりということについては、教育委員会個別施設計画に基づき計画的にやっていきますと。その他、個別の修繕とかに関しては、児童・生徒に危険を及ぼすおそれのあるもの、消防設備など法令に不適合なもの、あるいは緊急性の高いもの、そういったものから優先的に対応を行いますと答えております。

3 ページをお願いいたします。

岡部議員です。離島の課題についてということで、全市網羅的に質問がなされました。教育委員会に対しては1項目だけ、中学生が高校へ進学する際、どの地域に進学しているのかということで、令和4年度は離島の対象者が4名、うち1名が市内の高校、3名が市外で県内の高校に進学、5年度は対象者3名、2名が唐津市外の県内の高校、1名が県外の高校へ進学と。令和6年度は対象者4名、うち3名が市内、1名が県外に進学ということでお答えいただいております。

次のページをお願いいたします。

山下壽次議員さんです。こちらも防災施設とコミュニティー施設についてということで、地域課題等について網羅的に質問されました。教育委員会に対しては、竹木場、大良、切木の統合に伴って、それらの地区の学校区単位で活動している団体についてどういった課題があるのかということで御質問いただいております。

竹木場、大良、切木については、統合後の学校は竹木場小とすると。また、学校名を高峰小とすることを現時点で決めてもらっていると。このため、切木地区については学校が竹木場になる、旧唐津市に存在する学校に統合になるというところで、消防団や老人会といった地域団体とか地区の運動会、産業祭などの行事は行政区である肥前地区、学校関連であれば旧唐津地区とねじれが生じるということを答弁しております。こういったことについては、今後、各団体のそれぞれ所管の課と情報を共有して全体的な検討を行う必要があると答弁

いたしております。

2 番目です。通学支援についてということで、どのような形で支援するのかといった御質問を受けています。こちらについては、当然スクールバス等についての通学支援を実施することとしていますと。現在、児童の住所、人数、学校までの距離や時間、また、道路状況や走行できる車両の大きさなど、現時点で統合準備委員会の中で保護者の方と協議を行っているかと答弁しております。

次のページ、3 ページです。閉校後の学校施設を地域住民の方が使うコミュニティの場として利用できないかという御質問です。

学校施設については、具体的に利用計画がない場合は原則として施設は廃止と。ですので、統合準備委員会において、大良及び切木校区の保護者の皆さん、地域の皆さんに要望や意見がないか、今確認をさせていただいていると。仮に意見があった場合、要望があった場合、市内部で検討、協議を行って、学校以外の他の公共施設としての利用が本当に必要であると判断された場合は利用可能であるという答弁をいたしております。

次のページです。伊藤一之委員さんです。子どもたちが楽しく遊び、学び、明るく生きられる社会についてということで、主に発達障害の子どもに対する対応について御質問です。

1 番目です。発達障害のある子どもに関する保育所等と小学校の連携ということで御質問です。

市教委のほうでは、6 月から 8 月までの間に就学相談会を 3 回行っております。また、同じ 6 月から 8 月にかけて、学校教育課の職員が市内の保育所等を訪問して、年長児を対象としたスクリーニング検査を行っています。これらの検討の後、必要に応じて市教委が開催する教育支援委員会に諮って、そのお子さんがどのような学校、学級で教育支援を受けることが適正なのかを判断して、保護者の合意をいただいた上で決定しているという答弁をいたしております。

次のページをお願いします。

発達障害の子どもに対する対応についてということで、現在、県、市、各学校では発達障害に対する理解と適切な対応について学ぶ研修の機会を充実させていますと。県が主催している研修としては、管理職研修とかスキルアップ研

修、コーディネーター地区研修等々を行っている。市では、特別支援教育コーディネーター研修、校長研修、初任者研修によって対応していると。各学校においては、特別支援教育に関する研修、児童理解研修、校内支援委員会を行って対応していますと。

また、実際子どもさんを支援する体制としては、各学校では職員の中から特別支援教育コーディネーターを指名して、特別支援教育に関する相談窓口が調整役を担ってもらっています。また、特別支援教育アドバイザーや特別支援教育エリリーダーも配置をしておりますといった支援体制の説明をいたしております。

次のページをお願いいたします。

3 番目です。フリースクール等々についてどう考えるかということで、現在、唐津市にはフリースクールの設置はないけれども、6 月現在、数名の児童・生徒が佐賀市とか糸島市のフリースクールを利用されています。フリースクール等の民間施設を利用される場合は、教育委員会で定める要件を満たせば出席扱いすることとしていると答えております。

4 番目です。発達障害のある子どもの進路の相談体制ということで、発達障害の有無にかかわらず、中学校では3年生を対象に市内の高等学校による進学説明会を開催して、各学校の教育課程などについて周知をしていると。厳木高校では、発達障害のある特性を伸ばそうとする生徒などを対象とした募集枠があることも併せて情報提供しています。

その他、各中学校では三者面談等を行って、生徒、保護者の意向や障害の程度とか進学先の学校の特徴等を相談して中学校卒業の進路を決定していますと答えております。

次のページをお願いいたします。

久保議員さんです。本市における児童・生徒の英語力についてということで御質問を受けております。まずもって令和5年度の英語教育実施状況調査というものの結果が、佐賀県が全国ワーストであったというところでの御質問です。

1 番目です。その状況調査の結果を市としてどのように受け止めているかと。現場の努力がありながら、今回の調査で他県との比較においては改善点が明ら

かになっていると。その点については重く受け止めていると答弁いただいております。

2 番目です。それでは、本市の中学 3 年生の英語力の状況についてはどうかと。市の独自集計では、令和 5 年度の本市中 3 の英検 3 級取得、または 3 級相当の英語力を有すると思われる生徒の割合は、県平均 30.1%を下回っておりますと答弁しております。

3 番目で、全国ワーストになっている要因についてと。ワーストというのは佐賀県なんですけれども、英語教育実施状況調査において言語活動を授業の半分以上行っていると回答した割合は小学校の全校平均が 94.4%に対して佐賀県平均が 85%、中学校については同じく 75.1%に対して県平均は 59.5%、いずれも全国平均を下回っていますと。また、授業で発話の半分以上に英語を使う割合についても、全国平均 68.4%に対して県平均は 47.3%、これも下回っていると。これらのことが今回の結果の要因の一つであると分析しておりますと答弁いたしております。

4 番目です。小学校の英語教育の状況について、中学校がそうであるなら小学校はどうなのかという御質問です。

5・6 年生については、教科となった外国語では、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通じてコミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成すること。また、教科ではないですけれども、3・4 年生の外国語活動の狙いとしては、「聞くこと」「話すこと」の言語活動を通してコミュニケーションを図る素地となる資質、能力を育成することであると。各学校では A L T 等も積極的に活用しておりますと答弁しております。

次のページをお願いいたします。

5 番目です。英語力向上について市独自の取組はあるのかという御質問です。小学校 5・6 年生の中では、「読む」「書く」「話す」「聞く」の 4 技能を問う調査「G T E C」を実施しておりまして、G T E C の結果を基に英語担当教員を対象にした研修会も年 3 回実施しておりますということです。

次です。6 番目、今後の取組及び市として目指す児童・生徒の英語力の向上についてということで、今後も G T E C の取組を引き続き行い、それを授業改

善に生かしていきますと。また、GTECの取組を経験した児童が令和8年度に全国学力・学習状況調査において英語を受検することから、令和8年度のこの状況調査の結果について県平均を上回ることを目指すと答弁いたしております。

次のページです。同じく久保議員さんです。唐津焼の振興についてということで、経済部と教育委員会に対して質問をなされました。

1番目です。令和4年3月議会での答弁後の進捗状況についてと。唐津焼美術館構想というものを平成26年度に策定いたしまして、その後の動きがないということで令和4年3月に質問があってございました。その後どうしたのかという質問でございます。

唐津焼美術館については、いろんな検討、取組を行ってきましたが、現在のところ、設立の具体的な方向性の決定までには至っていないと答弁しております。

2番目です。唐津焼の振興に係る取組についてということで、所蔵状況ですね、古唐津や献上唐津であったりとか、13代太郎右衛門氏の作品を含む近現代の唐津焼であるとか、そういったものの本市での所蔵点数を答えまして、次のページ、これらの資料を用いて、年1回のペースで企画展の展示を行っており、唐津城でも常設展示を行っておりますと、そういった取組をしておりますと答弁しております。

3番目です。近代図書館の美術ホールや唐津城の展示スペースを活用して唐津焼の魅力を伝えるべきではと。こちらについては、平成22年度からの年1回のペースで唐津焼の企画展を開催していますと。唐津城でも3階に唐津焼フロアを設けて常設展示で唐津焼を紹介しておりますと。

今後の企画展、常設展示では、市民だけではなく、広く国内外の方々にも唐津焼の魅力を伝えられるような場所ですとか時期等を考慮するとともに、展示内容も歴史や名品の紹介だけでなく、体験型の展示なども新たな切り口で工夫したいと答弁しております。

4番目です。唐津焼美術館構想に対する教育委員会の見解と今後の取組についてということで、基本構想においては、常設展示施設の役割ですとか研究の

拠点、また、作陶体験の場としてなど、生産地として唐津焼の魅力を広く発信するという役割が挙げられております。しかしながら、原則として新規の公共施設は整備しないという市の現在の方針があることから、新たに施設整備をするということには慎重に検討する必要があるものと考えていますと。

今後は引き続き唐津焼の企画展や体験型の企画を充実していきますとともに、美術館については、既存の施設で対応可能な機能と工事費、維持管理費の概算などを整理した上で、整備の是非も含めて市長部局と協議を行いたいと答弁いたしました。

次のページ、16ページです。宮本悦子議員さんです。

ヤングケアラーの支援体制強化ということで、1番目です。ヤングケアラーの支援体制強化についてということで、昨年3月に県教委から通知を受けて、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを全学校に送付するとともに、附属のアセスメントシートを必要に応じて活用するよう指導したところですよ。また、同年5月には、ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブックというものを全ての学校に送付しています。市独自でも、既に定期的に実施している生活アンケートを活用して、実態把握から本人への気づきにつながることにについて学校に指導していますと答弁いただいております。

2番目です。本市のヤングケアラーの実態把握の現状ですけれども、学校に対してスクールカウンセラーのカウンセリング内容と件数について、県の様式に基づいて、年に3回の定期報告を求めますと。その中には、令和4年度からヤングケアラーの項目が加わっており、これによって把握に努めていると答弁しております。

次のページ、3番目です。早期発見、早期把握の取組についてということで、ヤングケアラーは本人が気づきにくいことから早期発見が難しいことが課題でございます。今後は引き続き児童生徒に対して、悩みがあれば気軽に教員に相談できることや、学校内外の相談窓口、相談機関を紹介しながら、早期発見、早期把握に努めたいと考えておりますと答弁しております。

4番目です。ヤングケアラーの理解が教員に定着するまでの研修はどういう

ふうにやっていくのかと。ヤングケアラーの状態の児童・生徒が学校で把握される可能性、学校が一番発見する可能性が高いと。ですから、教員がヤングケアラーについて正しく理解するとともに、状況を把握するなど行動を起こすことがまず重要であると。市教委主催で行っている今までの研修会、あるいは毎年、県のこども家庭課が実施するヤングケアラー研修会を活用しながら、教員が学ぶ機会を確保して理解を深めていきたいと答弁しております。

次のページをお願いします。今度は宮本議員さん、認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについてということで、学校が認知症の周知、理解についてこういった取組をしているのかという御質問です。

1 番目です。当事者と学校や地域が一体となつての取組についてということで、認知症の方と児童・生徒が直接関わる取組というものは実施していないが、理解を深める取組は既に進めていますと。毎年、地域包括支援課から学校を訪問して、認知症サポーター養成講座を開催しています。令和5年度には佐志小、厳木中、鬼塚中の3校で講座を実施していますと。また、相知中学校区では3校の小・中学校と相知地区社会福祉協議会が連携して、認知症についての理解を深めるための学習を10年以上続けていますと答弁しています。

2 番目です。当事者と学校や地域が一体となつての取組を増やすべきと考えます。共生社会の実現を推進するための認知症基本法第14条で、学校教育の中でも認知症に関する教育を推進することが定められております。今後は、先ほど申し上げた認知症サポーター養成講座や相知中の10年以上にわたる取組といった好事例、いい事例を共有するとともに、保健福祉部と連携しながら、認知症の方への理解を深めるための取組を広げていきたいと答弁いたしております。

次のページをお願いします。

進藤議員さんです。奨学金の返還支援制度についてということで、唐津市でも奨学金の返還について何らかの支援、定住促進対策としての支援を行うべきではないかという昨年12月の質問を受けて、その後、こういったことをしたのかということを知りました。

教育委員会に対しては、今でも奨学金返還支援策は効果があると考えている

かと。昨年１２月のときに教育長答弁で、教育委員会としては学びの保障という意味で効果があると答弁をいただいていたので、その考えは今も変わらないかという御質問でした。

前回議員の質問に対しては、就学意欲を持った方の学びの機会を閉ざしてはならない、返還支援制度があれば卒業後の返還を気にして就学をちゅうちょする方も安心して奨学金を借りることができると、学びの機会を得ることにつながるものと考えていると、この思いに変わりはないという答弁をいただいております。

次のページをお願いします。２１ページです。黒木議員さんです。

黒木議員さんについては、まずは学校環境についてということで、スクール・サポート・スタッフと離島への物資の運搬状況、２つについて御質問いただいています。

まずは、スクール・サポート・スタッフについて業務内容と配置人数と。スクール・サポート・スタッフについては令和２年度から配置しておりますが、令和５年度にコロナウイルスが５類に移行したことに伴って、それまでの消毒業務中心から、学習プリントを配ったりとか、採点をしたりとか、いわゆる教員の負担軽減の業務が主になっています。令和５年度以降の配置人数につきましては、令和５年度が２１人、令和６年度が１０人配置しておりますと答えております。

それでは、配置人数が５年度から６年度に減った理由は何かと御質問をいただきました。

スクール・サポート・スタッフの配置については、県の補助事業を活用しております。この補助率は、本来なら国が３分の１、県が３分の２となっておりますが、佐賀県においては市町の負担が設定されておりまして、県が国庫負担を含めて５分の３、市町が５分の２となっております。本年度のスクール・サポート・スタッフの配置は、県からの補助金の範囲内で配置することとしていたのですが、県補助金の配分額が思ったより少なかったと、足りなかったということで、昨年度に比べ配置数が減となったと答弁しております。

次のページをお願いします。

十分に配置できていない状況をどのように考えているかということで、国としては、令和５年度比で令和６年度は２倍以上の予算措置をされていますと。小・中学校に配置を広げたいと考えていますが、実際には県のほうが提示する額の補助金の範囲内での配置となっています。市としては、できるだけ多くの学校に配置を推進したいと。ひいては教員の働き方改革を前に進め、本来の業務に注力できるようにするためにも、県に対して予算措置、補助金の拡充を引き続き要望しますと答弁しております。

次に、離島への物資輸送、給食食材の運搬について、離島での物資輸送の運搬状況についてということで、小川島、馬渡島、加唐島、高島と。小川島と馬渡島では、定期船発着場から島民の方に業務委託して学校まで運んでもらっている。加唐島では庁用車を配置して、教職員が庁用車を運転して運搬していると。

次のページです。一方、高島については小学校だけ——ほかの学校は併設校なんです、高島は小学校だけで、人数もそれほど多くないと。また、定期船の発着所から学校までの道のりが平坦であると、勾配がないということで、学校職員がリヤカーで運んでいる。給食用食材については、クーラーボックスに格納して、温度管理等をして運んでいますと答弁しています。

２番目です。高島でのリヤカーで運ぶ物資等の運搬の現状をどう考えているかと。先ほど申し上げた理由により、通常の場合であれば、手荷物での対応やリヤカー運搬での対応は十分可能であると答弁しています。

３番目です。それでも高島の物資運搬の手段を改善できないかということで、強風であるとか、台風であるとか、そういった荒天時の運搬はリヤカーではちょっと難しい面もあると。今後については、高島小と必要な調整を行って、対応を検討したいと答弁しております。

次のページです。江里孝男議員です。地域づくりと公民館についてということで、これも各部門、市全体に質問されていますが、教育委員会に対しては主に公民館のことについてお尋ねがありました。

１番目です。公民館活動の高校生の参加と学校と地域との連携についてということで、各種講座等を行っておりますが、高校生の公民館利用や活動への参

加は少ないと。以前からこの世代の参画をどのように進めていくかということ
は大きな課題であると考えていますと。ただ、一部ではありますが、長松公民
館や佐志公民館では唐津南高の生徒に参加してもらって、また、成和公民館で
は唐津西高の生徒と一緒に様々な活動を行っていますと。今後、高校の協力を
いただきながらこれらの活動を広げるとともに、この活動によって、これを
きっかけとして高校生の公民館の利用につなげていければと考えていると答弁
しております。

次が地域婦人会への補助金についてということで、社会教育団体への補助金
について、今、生涯学習文化財課のほうで見直しをしておりますが、補助金に
ついては団体の皆さんにしっかり説明させていただいて、各団体の活動が継続
できるよう検討していきますと答弁しております。

3 番目です。公民館講座についてということで、公民館では様々な講座を開
催しておりますが、その講座のメリットとしては、参加することで人と出会い
つながりが生まれ、そのことが人づくりにもつながっていると。また、毎年、
県のアバンセにおいて、アバンセと市町と公民館の協働事業で課題解決支援講
座というものも開催されています。本市ではこれまで5つの公民館で開催して
おりますと答弁しております。

4 番目です。公民館職員の勤務時間についてということで、公民館職員の勤
務時間は平日の8時半から17時までと。利用時間については、旧唐津地区管
内では、勤務時間外の利用については利用者の自主管理として鍵の貸出しをし
ていると。一方、市民センター管内の公民館では、職員の勤務時間外について
は施設管理を外部に委託していると。今後については、利用者の利便性等々を
考慮して、勤務時間とか施設の管理体制について検討したいと答弁しておりま
す。

次のページをお願いします。

公民館職員の配置人数についてです。公民館は、会計年度任用職員の館長と
事務員1名もしくは2名、2名から3名体制で運営していますと。今後も公民
館の在り方を見直していく中で、必要な人員配置について検討していく、地域
の実情を考慮しながら検討していくと答弁しております。

6 番目です。公民館職員の研修についてということで、県のアバンセが開催する運営の基礎的な知識や講座の企画などを身につけるための講座、地域のつながりをつくる事業の考え方を学ぶ講座への参加を促していますと。また、九州公民館連合会が開催する大会、加えて公民館長、事務員、運営審議会委員で組織する唐津市公民館連合会においても研修会を実施しています。様々な研修を行って、職員の資質向上に努めていますと答弁しています。

7 番目で新しい基軸はということで、令和 4 年 9 月の総合教育会議の中で、公民館の在り方検討というものを議題として上げました。その中で、公民館の新しい基軸として上げているものについての御質問です。

公民館で最も大切なのは、人づくりであると考えていますと。この人づくりというものが新しい基軸であると。地域力の向上を図るためには、そこに生きる人が豊かに育つ環境が必要と考えており、公民館はそのための場となることを目指す必要があると答弁しております。

8 番目、先ほど申し上げた令和 4 年 9 月の総合教育会議において、委員の皆様方からいただいた御意見を答弁しております。

9 番目です。公共施設再編での地区公民館の在り方についてということで、相知地区には独自に地区公民館制度というものがございます。それと公民館施設の再編との関係について御質問いただきました。

相知地区については、あくまで地区公民館の建物の在り方については、公共施設再配置計画において検討対象としておりますが、いわゆるソフト部分での地区公民館制度というものは、市のほうとしては別に廃止するという意思はないという答弁をいたしております。

最後、10 番目です。公民館の名称の変更についてということで、在り方を変えるに伴って名前も変えてはという御質問でした。当然、市民の皆様にとって利用しやすい、親しみやすい施設とすることが第一であると。今後、施設の在り方を検討する中で、この姿に即した分かりやすい名称についても併せて検討したいと答弁しております。

次のページ、29 ページです。石崎俊治議員さんです。

地域課題ということで、こちらも北波多地区の地域の課題について市の各セ

クションに質問なさいました。教育委員会に対しては、主に文化財及び公民館について質問をいただいております。

1 番目で、唐津焼の里構想の窯跡の整備についてということで、一番最後にあります。今後は覆い屋の建設を進めながら、展示、保存処理の実施設計に基づいて展示工事、保存処理を実施して、それらを現在のところ、令和 8 年度中の完了を予定していると答弁しております。

2 番目です。岸岳城跡の調査の進め方についてということで、岸岳城についての今後の調査に関しては、上位指定、国の指定に向けて、さらに補足調査の必要が生じた場合は、今持っている文化財調査事業の中で調整を図りながら実施したいと。また、上位指定に関しては、獅子ヶ城跡とともに今後も文化庁や県に対して協議の場を設けていきたいと答弁しております。

次のページです。

3 番目です。芳谷炭坑跡の調査スケジュールについてということで、教育委員会では令和 2 年度から現地調査を継続して行っておりますと。また、経営者の一人である竹内明太郎氏の 9, 0 0 0 日分に及ぶ日記データも入手して、その解読を進めていますと。このように、芳谷炭坑については予想以上に広範囲に遺構が残されていることや文献資料が多いことから、調査にかなりの時間が必要であると。ただ、これについては、時間がたくさん必要ということは重要遺跡として調査するに値することを示していると考えていますと。測量や発掘調査を行うに当たっては、国の補助事業として認められる必要があるため、今後も文化庁や県に対して働きかけをしていきたいと答弁しております。

最後の方です。次のページです。大宮路議員さんです。

学校給食センターの活用についてということで、学校給食センターは学校給食以外の用途に使えないかという趣旨の御質問でした。

1 番目です。現状についてお尋ねでしたので、西部、東部ともにそれぞれ最大食数を 6, 0 0 0 食としていますと。

2 番目です。現在の配食数はということで、東部が約 5, 9 0 0 食、西部が約 5, 1 0 0 食と答弁いたしております。

3 番目です。今後 3 年から 5 年後の予定配食数はどうなのかということで、

東部、西部それぞれで答えています。児童数の減ほど、思ったほど減らないと。減りはするけれども、思ったほど減らないということで答弁しております。

次のページです。

4 番目です。高齢者の弁当とかを給食センターで作って配食することが可能かと御質問でした。そもそも学校給食センターの業務内容は条例の第3条で決められておりまして、その業務は学校給食の調理、配送などに関することとされているということが1つです。また、高齢者の弁当を配食するためには、学校給食とは別に弁当調理用のラインが必要となると。加えて、先ほど申し上げたとおり、東部、西部学校給食センターともあとしばらくは配食数が大幅に減少する見込みではないということから、現状では給食センターをほかの用途に活用することは困難ですと答弁しております。

5 番目です。給食センターを災害時の炊き出しに活用することは可能かということで、結論としては非常時の炊き出し施設への活用は十分可能であると。使うに当たっては、施設が当然被災していないこと、電気と水道が使用できる状態であること、また、食材があって、炊き出しに必要な人員の確保もできることが条件になります。あわせて、炊飯室と配膳室については、施設を整備するときに外部電源をつなげることによって電力供給が可能な仕様にしていますし、プラス米も3日分の備蓄がありますので、電気が途絶、切れても水道が使用可能であれば、炊飯施設としての部分は使えると答弁しております。

次のページ、6 番目です。学校給食センターから離れた場所で大災害が起きたとき、配食することは可能かと。計画食数の範囲内で、現在の食数を超える部分の調理を行う調理員の確保ができれば可能であると答弁しております。

7 番目です。佐賀県から依頼があった場合、県立中学校への配食は可能かということで、先ほど申し上げましたが、給食センター条例では、業務内容としては学校給食の調理配送と書いております。ここで言う学校給食というのは、あくまで唐津市立の小・中学校への配食を前提としていますので、現時点では、この条例の中では県立中学校への配食は難しいんじゃないかと答弁しております。

8 番目です。第3子以降給食費無償化について、県立中及び私立中の生徒を

対象外とした理由についてということで、今年から実施している第3子以降の学校給食については、県立中学校や私立中学校の生徒については、給食の実施は本来、学校の設置者が行うものであり、本市は県立中学校や私立中学校に給食は提供していませんので、本事業の対象とはしていないと。

9番目です。県立中への配食は条例を変えればいいんじゃないかと。また、多子世帯の学校給食費無償化、第3子以降の給食費無償化は、県立中であつても唐津市に住む中学生に変わりはないので、福祉的な観点からできないかというところで御質問でした。

繰り返しになるんですけれども、学校給食の実施は学校の設置者が行うものであると。県立中等の生徒については、本事業の対象としていませんと。また、県立中への配食、給食を持っていくことについても、食材費プラス実施に必要な施設や設備に関する経費、運営経費ですね——とか人件費について、応分の負担を県にさせていただくということも必要であると、それが課題であると。いずれにしても、県立の給食については、繰り返しになりますが、県立中学校の設置者である県が検討すべきと考えているということで締めています。

長くなりました。すみません。以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

各課報告、ほか何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、共催及び後援についてお願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。22ページをお願いします。

共催及び後援につきましては、共催5件、後援14件の合計19件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、教育委員会の行事予定について、教育総務課お願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

23ページをお願いします。

令和6年6月28日から7月24日までの主な行事予定でございます。

7月1日、令和6年度第17回唐津市民種目別スポーツ大会開会式がございます。

7月3日、佐賀県人権・同和教育研究協議会臨時役員会が佐賀県教育センターでございます。

7月5日金曜日の14時から、令和6年度佐賀県市町教育委員会連合会定期総会・研修会がございまして、教育長と教育委員さんが出席の予定でございます。

7月19日は、小中学校の1学期終業式でございます。

7月23日は、佐賀県人権・同和教育研究協議会第2回幹事・事務局研修会がございます。

その他の行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

その他、報告事項はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは次回の定例教育委員会日程でございますが、7月25日木曜日14時からここで開催をさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、これで今回の審議は終了いたしました。

【非公開審議】

- ・ 議案第 29 号 唐津市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について
学校給食課長が説明した。

議案第 29 号は原案どおり可決された。

○教育長（栗原宣康君）

これで本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして6月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。